

自社株式オプションの負債・資本分類と 公正価値測定

中 村 英 敏

目 次

- I. はじめに
- II. 基準設定主体の議論の経緯と自社株式オプション
- III. 自社株式オプションの負債分類の理論
- IV. 自社株式オプションの公正価値測定とその限界
- V. むすびにかえて

I. はじめに

現在の制度会計における負債および資本¹⁾は、概ね資産負債観の観点から定義がなされている。その特徴は、貸借対照表の構成要素のうち資産と負債を先に定義し、その残余をもって資本を定義していることである。しかし、長年、負債と資本の両方の特徴を有する金融商品をどのように負債と資本の区分を行うかが重要な課題となっている。特にストックオプションやワラントといった自社株式オプション²⁾の取り扱い、潜在株式とし

1) 本稿では、財務諸表の構成要素の1つとして「持分」ではなく「資本」を用いている。また、企業資産に対して株主および債権者等が有する潜在的な請求権の量を「持分」ではなく「取分」としている。これは、「持分」という用語が会計主体論や持分論との関係で特別の意味で用いられることがあり、本稿にて意味を整理せずに用いることによる混乱を避けるためである。

2) 本稿での自社株式オプションは、独立で存在しているものに限らず、転換

ての性質や株式と現金決済の両方を選択できる場合があるなど、区分における問題点の1つとなっている。そして、この問題に対処するために、資産と負債の残余として資本を定義するのではなく、資本を積極的に定義するアプローチも見られる。このようなアプローチをとることにより、かつては負債に該当しないという理由で資本に含められていた自社株式オプションが、今度は資本に該当しないという理由で負債に含められる可能性がある。また、その際にはこれらのオプションがデリバティブ取引に該当することで、負債において公正価値で評価されることにもなる。この結果、純利益および（または）包括利益に自社株式オプションの価値変動が含まれることになり、貸借対照表だけではなく損益計算書および包括利益計算書にも大きな影響を及ぼすことになる。

そこで、本稿では負債と資本の区分を考える一助として、仮に自社株式オプションを負債に含めることと、公正価値測定を行う場合の考察を通じて、その意義と限界を明らかにしたい。そして、特に本稿における考察では、すでに様々な議論が行われている社債等の一般的な金融負債の公正価値測定の議論も援用する。もちろん、一般的な金融負債と自社株式オプションとは大きく性質が異なるが、ともに企業に対する広い意味での請求権であり、その公正価値が企業の有する総資産価値と連動するところは共通する。特に、一般的な金融負債の公正価値測定においては、しばしば企業の信用リスクの悪化に伴って公正価値が減少して評価益が計上されることが問題となる。だが、一般的な金融負債の公正価値よりも自社株式オプションの公正価値の方が、企業の総資産価値との相関が強く、財政状態の悪化による公正価値の変動も大きい。したがって、自社株式オプションの区分の議論にあたっては、単に負債に含めるか否かだけでなく、負債に

社債や転換権付優先株式のように主契約に組み込まれているものも含む。

含めた場合の公正価値による測定の影響も検討しなければならないのである。

II. 基準設定主体の議論の経緯と自社株式オプション

1. FASB および IASB の議論の経緯

負債と資本の区分に関する会計基準設定主体の議論と考察は、山田（2010；2011）や拙稿（2009）など日本においても多くの文献で取り上げられている。そこで、ここではプロジェクトの経過の概略を簡単に取り上げたい。そのうち本稿の議論に関連する部分に絞って次節にて取り扱う。

負債と資本の区分については、IASB（IASC）よりもFASBの方に多くの議論が見られる。具体的には、はじめに1980年に公表されたSFAC3号およびその改正として1985年に公表されたSFAC6号において資産負債観の考え方から資本が定義されている。すなわち、資本は、「負債を控除した後に残る実体の資産に対する残余請求権である」と定義されている（par. 49）。その後、様々な金融商品への対応として1990年には負債と資本の両方の特徴を有する商品に関する討議資料が公表されるに至った。しかし、FASBにおいて負債と資本の区分に関するプロジェクトは中断され、次に出された公開文書は2000年の会計基準の公開草案およびSFAC6号の負債の定義を修正する公開草案であった。ただし、これらの公開草案を通じた議論のうち一部分のみがSFAS150号として基準化され、SFAC6号は当初のまま現在に至るまで改正されていない。なお、2000年にはSFASではないが自社株式オプションの会計処理の指針としてEITF（緊急問題専門委員会）よりEITF No. 00-19が公表されている。その後、2007年にはIASBとの共同プロジェクトの成果として、区分の問題に関する予備的見解が公表されたものの、2010年には基準開発のプロジェクトが休止されるに至って

いる。このように、負債と資本の区分について結論が出ない理由としては、松本（2012）において負債と資本のどちらを先に定義するか（「負債確定アプローチか持分確定アプローチか」）、「原則主義か細則主義か」、「金融商品を構成するどの性質を負債・持分を区分する際のメルクマールとするか」という3つの視点と問題点が指摘されている。

FASB ではプロジェクトが一旦中断されているが、IASB ではフレームワークの議論の過程で2013年7月にディスカッションペーパーを公表しており、この中で負債および資本の定義とその区分も取り扱われている。具体的には、資本の定義としては資産から負債を控除した後の残余を維持しつつ、負債と資本の区分では資本の定義と整合的な「厳密な義務アプローチ」(strict obligation approach) と定義から一部の逸脱がある「狭い持分アプローチ」(narrow equity approach) の2つが中心に議論されている。

2. 資産負債観にもとづく区分と問題点

資産負債観にもとづき資産と負債を積極的に定義する方法は、収益費用観と比較して費用と収益の対応といった個人的判断に依らずに、資産と負債を経済的資源により定義され、他の構成要素を資産と負債に従属させたという点で概念的優位性が認められるといわれる (Storey and Storey 1998, 78-80)。しかし、資本は、企業にとっての資産と負債の残余となり、特定の出資者に帰属するものとして定義されたものではないことになる。そのため、資本については、資産と負債の差として定義自体は明確であるが、他方では間接的な定義にすぎず「曖昧で脆弱な概念」という指摘がなされる (権田2007, 33)。

また、しばしば指摘されるように、企業が発行する金融商品は資本戦略や金融商品の高度化、さらには企業が望む区分に該当するように条件を操作するケースなどがあり、非常に複雑になっている。そこで、負債と資本

の区分に関する規準と論点を網羅的ではないが筆者の考え得る範囲で簡単に整理すると次のとおりである。

表1 負債と資本の区分に関して考え得る規準とその論点

	負債	資本	論 点
①経済的資源を引き渡す義務（資産負債観にもとづく規準）	あり	なし	・現金決済と株式決済のいずれかを選択できる場合の取り扱い ・決済の選択を企業ができる場合と保有者ができる場合の違い ・償還するか否かを企業または保有者が選択できる場合
②弁済の優先順位	優先	劣後	・優先・劣後関係は連続的であるため、どこで区切るか
③議決権	なし	あり	・特殊な議決権制限株式などの種類株式の取り扱い
④企業業績（企業の総資産の価値）とリターン の相関	なし or 弱い	あり or 強い	・業績とは反対に公正価値が動く売建 ブットオプションの取り扱い ・MSCB など行使価格が変動するオプションの取り扱い

出所：筆者作成。

例えば、日本の企業の優先配当株式と銀行等が発行する永久劣後債を比較すると、いずれも③の議決権がないことは共通している。しかし、④からすれば優先配当株式の公正価値は企業業績と正の相関を有するが、永久劣後債券は相関がないか弱い。②の優先順位の観点からすれば永久劣後債が優先配当株式よりも上位となるが、それでも通常の債券よりも順位が低い。さらに、①からすればともに義務がないように見えるが、永久劣後債にコール条項と利息のステップアップ条項が付いているならば実質的には償還が予定されていると見ることができる。また、優先配当株式に償還条項が付されることもある。このように、どの規準を優先するのか、また優

先配当株式と永久劣後債にどのような条項が付されているのかによって判断が複雑となる。

そして、特に本稿の中心である自社株式オプションについては、①の資産負債観にもとづいて区分すると、企業活動に対するリスクとリターンの様態が異なる様々な金融商品が資本に含まれることになる。例として、普通株式を原資産とした自社株式の売建コールオプションのリターンは普通株式のリターンと正の相関関係にあるが、売建プットオプションのリターンは普通株式のリターンと逆相関の関係にある。また、MSCBのように行使価格が変動する場合には、オプションのリターンは普通株式のリターンと無相関に近くなる。だが、資産負債観の負債の定義に従うと、リターンの違いにかかわらず、株式決済ならば資本に分類され、現金決済ならば負債に分類されることになる。そこで、制度会計で基本となっている①のみの規準で判断すると、資本には企業業績とリターンが正の相関、無相関および負の相関のものが混ざる可能性がある³⁾。そのため、利益も普通株式の保有者やリターンが普通株式と正の相関を有するコールオプション保有者だけではなく、MSCBのオプション部分や売建プットオプションの保有者に帰属する部分が混然となって計算されることになる。したがって、普通株主は企業の利益数値からこれらのオプション保有者に帰属する部分を自ら控除して自己の取分を計算し、企業評価などに利用する必要が生じる⁴⁾。そこで、はじめから④の規準にもとづき、普通株式と同じく企業業績とリターンの関係が強い正の相関を有する売建コールオプションを

3) 必ずしも現行のIFRSと米国基準では①のみで判断されるわけではなく、両者でも区分の規準が異なるが、いずれにせよ複雑な区分の判定が求められる。

4) この点、川村(2010)においても利益の帰属主体の決定の問題として考察が行われている。

資本に含め、強い正の相関を有しない MSCB のオプション部分や売建ブットオプションを負債に区分することも考えられる。しかし、自社株式オプションにしても行使価格等の設定次第で相関の強さは異なり、結局はどの程度の相関ならば資本とするかについて明確な線引をすることは難しい。また、普通株主が自己の取分を計算する際に、売建コールオプションの影響を考慮しなければならないことには変わりはない。そこで、資本の範囲を狭くし、自社株式オプションをすべて負債として取り扱うことも選択肢の1つとなる。次節では、このような自社株式オプションを負債としてみる説を概観する。

Ⅲ. 自社株式オプションの負債分類の理論

1. 負債分類に関する議論

従業員に対して付与したストックオプション等について従来も負債とみる見解もあるが⁵⁾、特に近年では、特定の出資者を念頭におき資本を積極的に定義したうえで、自社株式オプションを負債に分類する議論がみられる。

会計基準設定主体の会計基準および議論を概観すると、IASB、FASB および ASBJ の会計基準における負債と資本の区分には差異が残っている。だが、基準開発のプロジェクトでは、IASB と FASB の間では、前述したとおり共同プロジェクトとして議論が進められていた。両者の基準間の差異は IASB (2008, AppendixA)、プロジェクトの動向は池田 (2008) にそれぞれまとめられているが、特にここでは FASB から公表された2007年の予備の見解を確認しておきたい。

FASB は、2007年に金融商品に関して、最後の残余の請求権を資本に分

5) 本稿で取り扱っていないストックオプションの負債説については、田中 (2003) を参照されたい。

類する基本的所有アプローチ (basic ownership approach) を支持する予備的見解を公表している (FASB, 2007, par. 16)。この特徴は、資本を先に決め、資本に含まれなかった請求権を負債としている点である⁶⁾。具体的には、資本は最劣後で分配可能な財産以外には取分に上下の限度がないものとされる (Ibid. par. 18)。また、負債は基本的所有商品の所有者に分配可能な残余純資産を減少させるところの企業に対する請求権とされる (Ibid. par. D10)。このアプローチに従うと、償還が予定されていない普通株式や、公正価値での償還が予定されている普通株式のみが資本とされ、それ以外の金融商品は負債に該当することになる。特に、普通株式とリターンが正の相関関係にある自社株式の売建コールオプションも含め、自社株式のデリバティブは原則としてすべて負債となる。これは、自社株式デリバティブは、普通株式等の基本的所有商品と公正価値の連動性があるにすぎず、基本的所有商品と同様の請求権を有するものではないためである (中村2009, 235)。この基本的所有アプローチは、FASB および IASB のその後の議論で棄却されているものの、④企業業績とリターンとの相関について、普通株式およびこれと完全に一致するもののみを資本とする考え方として注目すべきものと考えられる。

規準設定主体以外の議論でも、既存普通株主にとっての取分の変動を利益として計算する検討も多く見られる。このような議論としては、Kirschenheiter et al. (2004), AAA FASC (2004) および Ohlson and Penman (2005) 等が挙げられる⁷⁾。これらでは、従業員ストックオプションないし

6) ただし、IASB と FASB の概念フレームワークプロジェクトにおいて、さらに資産負債観が強調されるならば、資本も資産と負債の差であることが強調されると推測される。そのため、資本を積極的に定義するアプローチと概念フレームワークが衝突する可能性も指摘される (梶田, 2009, 204)。

7) Kirschenheiter et al. (2004) は、従業員ストックオプションを対象とした議論であり、IASB の株式報酬に関する基準の草案に対する AAA FASC

自社株式オプション等について出資者間の富の移転を財務諸表本体で報告する提案やコメントが示されている。そして、このような報告をするために、オプション等を負債に含め公正価値により測定するとともに、毎期の変動を純利益またはその他の包括利益とすることが議論されている。

2. 富の移転に着目した負債分類の意義

ここで、自社株式オプションによる既存普通株式との富の移転について、自社株式の売建コールオプションを用いて確認しておきたい。

ストックオプションやワラント等として発行される売建コールオプションは、発行企業にとっては、オプション保有者の権利行使により、予め決められた行使価格により自社株式を発行もしくは売り渡さなければならないものである。オプション保有者は、行使価格よりも株式の市場価格の方が高いITM（インザマネー）の状態であれば、オプション行使により価格差の利得を得ることができる。反対に、既存普通株主にとっては、オプションが行使されることに伴い、現在の株式の市場価格よりも低い価格による払込が行われることにより、自己が有していた会社に対する取分が減少することになる。また、オプションが行使されずに行使期限を過ぎるような状況では、オプション発行時に企業が受け取ったプレミアムがそのまま普通株主等の取分の増加となる。このように、既存普通株主とオプション保有者間の富の移転が確定するのは、オプション行使時または期限到来によるオプション消滅時である。

しかし、自社株式オプションと既存普通株主の間での富の移転の効果は、オプション発行時から生じ得る。オプションの価値は、現時点の原資

(2004) のコメントの中で支持されている。また、Ohlson and Penman (2005) では、議論の対象を広げ、バイオフが株式価格に連動する業績連動請求権 (performance-contingent claims) を取り扱っている。

産価格が行使価格を上回った場合の差である本源的価値と、現時点以降の原資産価格の変動による将来の本源的価値の増加の可能性にもとづく時間価値がある。そのため、たとえ OTM の状態でも時間価値の存在により、保有者にとってのオプションの価値は常に正で、かつ、原資産価格と時間の経過により変動する。また、既存普通株式の価値も、将来にオプションが行使されることによる希薄化や行使されずに消滅することを見越して、オプションが行使される前でも本源的価値および時間価値の影響を受ける。つまり、オプション発行後の株価の変動や企業業績によるオプションの価値の変化を通じて、オプションが行使される前から既存普通株主とオプション保有者間の富の移転が生じる。オプションの行使や権利の消滅は、富の移転を確定させる事象にすぎないのである。

なお、潜在株式の希薄化については既に希薄化（潜在株式）調整後 1 株当たり利益が会計情報として示されている。しかし、ITM の場合のみ希薄化が生じるものと仮定して計算する自己株式方式では、オプションの本源的価値のみ計算に反映させ、時間価値は考慮されていない。そのため、自己株式方式での希薄化後 1 株当たり利益情報では、従業員ストックオプションの希薄化による影響を捉えきれていないという研究結果も示されている（Core et al. 2002）。そこで、オプションの公正価値の変動を損益に含めることで、必ずしも実態にそぐわない仮定による潜在株式調整後 1 株当たり利益の計算や開示を行うことなく、富の移転を財務諸表の本体で示すことができることになる（Kirschenheiter et al. 2004；Ohlson and Penman 2005, 28）。

また、財務会計においては、原則として資本の変動を損益として報告することはない。この点は、Paton and Littleton (1940, 114) 等でも指摘されており、財務会計における基本的思考の 1 つといえる。FASB のプロジェクトにおいても、区分において最も重要なこととして、負債の変動が利益

に影響するのに対し、資本の変動が利益に影響しないことを挙げている（FASB, 2007, par. 3）。つまり、資本の変動を損益に含めないことは、負債と資本の境界をどこに設けるかを考えるに当たり必ず考慮すべき思考と考えられる⁸⁾。そこで、富の移転を損益に含めるためには、自社株式オプションは資本ではなく負債に含められることになる。

なお、従業員ストックオプションの処理として各基準設定主体の会計基準で示されているように、資本に分類されたオプションに対応させて損益を計上する方法もあり得る。特に、Kaplan and Palepu（2003）では、従業員ストックオプションを資本に分類し、発行時の公正価値だけでなく、発行時から権利確定までの公正価値変動も費用として計上することが主張されている。だが、これも付与から権利確定までの期間を労働の報酬と考えるものであり、権利確定から権利行使までの公正価値の変動を財務諸表において認識するものではない。つまり、従業員ストックオプションの処理も、貯蓄できない労働資源の費消という資産の減少を費用としているのであって、資本に分類されたストックオプションの公正価値の変動を直接捉えて損益としているものではない。そのため、自社株式オプションによる富の移転そのものを損益に反映させるためには、これを資本ではなく負債とする必要がある。そこで、自社株式オプション等による富の移転に限らず広く資本の取分を減らすものが負債であると位置づけるならば、FASBが示した基本的所有アプローチにおける負債の定義が整合するものとなる。

そして、この負債分類において特に重要な点は、自社株式オプション等による富の移転を財務諸表へ反映させるために、これらを公正価値で測定

8) 日本基準では新株予約権の失効時等に利益計上することになるが、これは損益計算においては新株予約権を負債として取り扱っているためと説明される（野口, 2006）。

することが想定されていることである。仮に公正価値を用いないとすれば、富の移転による普通株主等の取分の増減が適時に反映できず、負債とする意義が失われることになる。このように、自社株式オプションの負債と資本の区分に関する議論は、同時に公正価値測定の対象とすべき負債の範囲に関する議論となる。

3. 負債と資本の区分に依存せずに富の移転を示す議論

既存の普通株主と自社株式オプションの保有者との富の移転を表すために自社株式オプションを負債に分類して公正価値測定をする場合の考察が本稿の目的であるが、必ずしも負債の分類を前提としない議論がIASBから2013年に公表された概念フレームワークのディスカッションペーパーで見られる。

具体的には、仮に自社株式オプション等を資本に分類した場合であっても、これらを「持分変動計算書」(Statement of changes in equity)において公正価値で測定し、富の移転を表す検討を行っている (IASB 2013, pars. 5. 11-5. 20)。このような方法をとると、負債と資本の区分では資産負債観を規準として維持しつつ、普通株式と自社株式オプションのそれぞれの取分および富の移転も財務諸表で示すことの両立が可能となる。ただし、利益そのものは普通株式や資本に分類された自社株式オプションなどに帰属する取分が混然となって計算されることには変わりはなく、誰にとっての利益を計算するのかという問題は解決されずに残るものとなる。また、仮に現金決済の自社株式オプションは負債で公正価値測定することにより変動を利益に反映させ、資本決済されるものは資本に含めて同様に公正価値測定するようならば、表示場所が2つに分かれることで理解可能性が向上しないことも考えられる。したがって、この方法が富の移転を表すための理想的な方法とは言い切れないと思われる。だが、会計基準設定主体が負債と

資本の区分の検討にあたって富の移転を表すことだけを目的とすることはできず、資産負債観における負債の定義との整合性や過去に寄せられたコメントレター等も考慮する必要がある。そのため、そのような制約のもとで富の移転も財務諸表本体で同時に表す方法としては評価できる。

そこで、次節では、自社株式オプションを負債に分類することを前提として公正価値測定の具体的な検討を進めるが、一部の議論は資本に分類して公正価値測定する場合であっても共通するものとなる。

IV. 自社株式オプションの公正価値測定とその限界

1. 一般的な金融負債における公正価値測定の議論

自社株式オプションについて現行の米国基準およびIFRSにおいても一部は負債に分類され公正価値で測定されている。だが、公正価値で測定することに関する議論は、自社株式オプションよりも社債等の一般的な金融負債の方が多く見られる。これは、米国基準およびIFRSにて公正価値オプションの導入により一般的な金融負債の一部にも公正価値測定が認められたことと、特に2008年に生じた世界的な金融危機によって公正価値オプションを適用した金融負債から多額の評価益が生じたことが関係している。そこで、公正価値測定の考察にあたって金融負債で行われている議論を整理する。なお、金融負債の公正価値測定に関する議論の全体はUpton (2009)、以下の議論の詳細は拙稿 (2013) を参照されたい。

金融負債を公正価値で測定すべきとする立場からは複数の論拠が見られるが、その中の1つとして本稿でも議論している富の移転が挙げられる。これは、Merton (1974) のオプション評価モデルにもとづく負債の評価の議論が基本となっている。例えば、期首時点において総資産が100、負債50、資本50（いずれも公正価値と等しく、かつ負債は債務額とも等しい）であり、負債は社債のみ、資本は普通株式のみの企業があったものとする。そし

て、期末までに資産の減少と損失が40生じ、かつ負債を50で評価するならば、当然のことながら最終損益は $\Delta 40$ であり、資本も10となる。しかし、負債の決済が将来であり企業活動が継続されることを前提とすると、資産が100から60へ減少したことにより生じる信用リスクの悪化で負債の公正価値も50から減少しているはずである。また、同時に株式の公正価値の減少は40よりも少なくなる。これは、普通株式のペイオフが \max (総資産の公正価値 - 50, 0) であるため、普通株式の公正価値が企業の総資産を原資産、行使価格を企業が負っている債務額の50とするコールオプションで表されることから説明できる。よって、最終損益を $\Delta 40$ とすることは、株主が負担すべき損失を過大に表しているとみることもできる。そこで、このような過大に表されてしまうことを是正するために、負債を公正価値で測定すべきという議論が生じる。すなわち、信用リスクの悪化により負債の公正価値が5だけ減少したものと仮定し、財務諸表上でも負債を公正価値で評価するならば、負債評価益5が生じ最終損益は $\Delta 35$ となる。この結果、株式価値の減少が総資産の減少40よりも少ないことが示される。この負債評価益5の計上が、負債に対する債権者から株主への富の移転を表すものである。

しかし、このような議論に対して、当然のことながら多くの批判もある。一番代表的な批判としては、信用リスクの悪化というネガティブな事象が評価益の発生というポジティブなかたちで財務諸表上に表現されることである。もしこの設例のように資産の損失40と負債評価益5が相殺されるならば最終損益も赤字となるが、制度会計を前提とすればすべての資産が公正価値で測定されているわけではない。よって、原価で測定されている資産や自己創設のれんなど資産計上されていない資産の公正価値の減少によって信用リスクの悪化が生じたならば、負債評価益のみが計上される結果となる。つまり、資産の測定と負債の測定にミスマッチが生じること

で、直感に反する利益が計上されることになる。

2. 自社株式オプションの公正価値

一般的な金融負債の議論を踏まえて自社株式オプションの公正価値測定について考えるならば、大きな問題として前述の資産の測定とのミスマッチによって生じる評価益の問題を解決するか、もしくはミスマッチによるデメリットを上回るメリットが見出されなければならない。特に自社株式オプションのうち従業員ストックオプション等で用いられる売建コールオプションは、一般的な負債以上に公正価値の変動が大きくなる。そのため、資産側が公正価値で測定されていないことによるミスマッチも、一般的な負債よりも大きく生じる。

そこで、解決する1つの方法として、今以上に資産の公正価値測定の導入を進めることが挙げられる。自社株式オプションを公正価値で測定するために資産に公正価値測定を導入するのは本末転倒であるが、仮に資産の公正価値測定の範囲が広がるならば一般的な負債や自社株式オプションの公正価値測定が適合する状況となろう。また、IASBのディスカッションペーパーで議論されているように資本分類としたうえで「持分変動計算書」で公正価値測定を行う方法は、直感に反する利益の計上を回避することができるという点で解決策の1つとなりうる。だが、その場合も資産と資本に分類された自社株式オプションとの間でのミスマッチが生じ、資本の内部で普通株主に帰属する金額が適切に示されることにはならない。

そこで、一般的な金融負債と自社株式オプションの違いに着目してミスマッチによるデメリットを上回るメリットがあるか否かを考える必要がある。すなわち、一般的な金融負債ならば商品設計が単純であるため、普通株式への影響も推測しやすい。それに対して、自社株式オプションではコール・プットの違いや行使価額（転換価額）の設定およびMSCBのような

転換価額修正条項の有無などによって、富の移転の影響がどの程度生じるのかが異なる。そこで、自社株式オプションによって生じる富の移転を会計情報の利用者が推測するには、一般的な金融負債に関して推測する場合よりも大きなコストが生じる。そのため、会計情報として企業側から自社株式オプションを公正価値で測定したものを示すことは、少なくとも一般的な金融負債の公正価値測定よりもメリットは大きいものと考えられる。しかし、ミスマッチにより生じるデメリットを上回るメリットがあるのかについては、別途検討が必要である。

V. むすびにかえて

本稿では、自社株式オプションについて、負債分類と公正価値測定について考察を行った。考察を通じて明らかにしたことは、既存普通株主等にとっての取分を利益として計算するためには、自社株式オプションを公正価値により測定しなければならないことである。そして、資本の変動からは利益が生じないという基本的思考にしたがえば、自社株式オプションを負債に分類し、公正価値変動を利益計算に含めることになる。また、IASB のディスカッションペーパーでの議論のように、資本に分類したうえで、資本内部で公正価値測定を行う方法も考えられる。このような処理の意義として、希薄化調整後一株当たり利益のような仮定上の計算によらず、またオプションの時間価値も考慮して自社株式オプションの影響の実態を財務諸表本体の利益で表せることになる。

しかし、自社株式オプションを公正価値で測定するならば、既存の一般的な負債の公正価値測定の議論で示されているとおり、測定の本質的なミスマッチが生じる。その結果、自社株式オプションの公正価値変動を損益に含めたとしても、既存普通株主の取分の変動を厳密に表すことができないという限界があることを述べた。もっとも、金融商品としての設計や複雑性の違

いから、一般的な負債よりも自社株式オプションの方が公正価値測定を行うことによるメリットは大きいものと考えられる。そのため、本稿の結論としては、自社株式オプションを公正価値することによる会計情報の利用者側のコスト低減などのメリットと mismatches の発生によってミスリードが生じるデメリット、さらには希薄化調整後1株当たり利益情報の開示に留めた場合に富の移転を表現しきれないデメリットなどを総合的に判断して、今後の検討を進める必要があるといえる。

付記：本稿は、科学研究費補助金（基盤研究(A)・課題番号22243035・代表者：北村敬子）の研究成果の一部である。

参考文献

- 池田幸典（2008）「負債と資本の区分」, 石川鉄郎・北村敬子編著『資本金の課題』中央経済社, 25-45頁。
- 梶田龍三（2007）「ストック・オプション会計の代替案の可能性」『産業経理』第67巻第2号, 22-35頁。
- 梶田龍三（2009）「米国における資本金の新局面」『大分大学経済論集』第60巻第4・5号, 177-206頁。
- 川村義則（2010）「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』第29巻第3号, 175-192頁。
- 田中建二（2003）「ストックオプション会計と負債概念」『産業経理』第62巻第4号, 21-30頁。
- 徳賀芳弘（2003）「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号, 18-25頁。
- 中村英敏（2009）「負債・資本の区分問題と資産負債観」『経理研究』第52号, 230-240頁。
- 中村英敏（2012）「金融負債の公正価値測定に関する一考察」『会計プロGRESS』第12号, 13-27頁。
- 中村英敏（2013）「金融負債の公正価値測定に関する考察と課題—「マッチング」と「富の移転」を中心として—」『商学論纂』第54巻第6号, 443-469頁。
- 野口晃弘（2006）「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』第58巻

- 第9号, 62-67頁。
- 山田淳平 (2010) 「負債・持分識別問題の変遷とその論点(1)」『駒大経営研究』第41巻第3・4号, 165-177頁。
- 山田淳平 (2011) 「負債・持分識別問題の変遷とその論点(2)」『駒大経営研究』第42巻第3・4号, 71-85頁。
- 松本ゆかり (2012) 「負債・持分区間問題の混乱原因の検討—3つの視点からみた問題点」『企業会計』第64巻第10号, 121-127頁。
- AAA FASC (2004) “Evaluation of IASB’s Proposed Accounting and Disclosure Requirements for Share-Based Payment,” *Accounting Horizons*, Vol. 18 No. 1.
- Core, J. E., W. R. Guay and S. P. Kothari (2002) “The Economic Dilution of Employee Stock Option: Diluted EPS for Valuation and Financial Reporting,” *The Accounting Review*, Vol. 77 No. 3.
- FASB (1985) *Statements of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements—a replacement of FASB Concepts Statement No. 3*. (平松一夫・広瀬義州共訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。)
- FASB (2007) *Preliminary Views: Financial Instruments with Characteristics of Equity*.
- IASB (2013) *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. (本稿では IASB から公表されている邦訳の『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し』も参照している。)
- Kaplan, R. S. and K. G. Palepu (2003) “Expensing Stock Options: A Fair-Value Approach,” *Harvard Business Review*, DECEMBER 2003.
- Kirschenheiter, M., R. Mathur and J. Thomas (2004) “Accounting for Employee Stock Options,” *Accounting Horizons*, Vol. 18 No. 2.
- Ohlson, J. and S. Penman (2005) *Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms’ Common Stock Performance, White Paper Number One*, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia University.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton (1940) *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島吾吾訳 (1958) 『会社会計基準序説 (改訳版)』森山書店。)
- Storey, R. K. and S. Storey (1998) *FASB SPECIAL REPORT: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. ((財)企業財務制度研究会訳 (2001) 『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社。)
- Upton Jr., W. S. (2009) *IASB Staff Paper: accompanying Discussion Paper DP/2009/2: Credit Risk in Liability Measurement*.